

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年5月12日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名

停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年4月9日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

(別表)

調 達 物 品 名	台数	開 札 日	開 札 時 間	等級区分
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccバン、2WD、MT)	1台	平成15年4月10日	午後1時30分	C以上
普通乗貨兼用自動車 (1,300ccバン、2WD、AT)	4台	平成15年4月10日	午後1時40分	B以上
普通乗貨兼用自動車 (1,300ccバン、2WD、MT)	5台	平成15年4月10日	午後1時50分	B以上
軽乗貨兼用自動車 (660ccバン、2WD、AT)	2台	平成15年4月10日	午後2時00分	C以上
軽乗貨兼用自動車 (660ccバン、2WD、MT)	5台	平成15年4月10日	午後2時10分	B以上
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccバン、4WD、AT)	4台	平成15年4月10日	午後2時20分	B以上
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccバン、4WD、MT)	2台	平成15年4月10日	午後2時30分	C以上
軽乗貨兼用自動車 (660ccバン、4WD、AT)	4台	平成15年4月10日	午後2時40分	B以上
軽乗貨兼用自動車 (660ccバン、4WD、MT)	4台	平成15年4月10日	午後2時50分	C以上

管 財 課

○公 告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項の規定により定めた第四次長野県保健医療計画の概要は、次のとおりです。

なお、第四次長野県保健医療計画（第2次保健医療圏ごとに定めた各地域保健医療計画を除く。）は長野県衛生部医務課並びに各保健所及び各支所において、また、各地域保健医療計画は長野県衛生部医務課並びに当該第2次保健医療圏内に所在する保健所及び支所において、それぞれ一般の縦覧に供します。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

第四次長野県保健医療計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進み、人口構造や家族構成が大きく変化してきていることから、介護保険制度の実施や医療制度の改革などが進められています。

また、がん・脳卒中や心臓病などの生活習慣病やストレスによる精神疾患などが、県民の健康に対する不安を大きくしているとともに、医療事故や食品・医薬品の安全性に対する不安が社会問題化している状況にあることから、保健医療に関する個々の県民の考え方やニーズが多様化してきています。

そこで、保健医療を取りまく社会環境の変化に対応するとともに、県民の要望や参加をいただき、21世紀初頭にふさわしい本県の保健医療グランドデザインともいえるべき「第四次長野県保健医療計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく計画であり、21世紀初頭の長野県保健医療政策の基本となる総合的な計画です。

(2) 市町村が保健医療政策を推進する際の方向性を示すとともに、医療機関や各種保健医療関係団体、企業、そして県民にとっての活動・行動の指針となるものです。

3 計画の期間

平成15年度を初年度とし、平成19年度を目標年度とする5年間を対象とします。

4 基本理念

(1) 県民一人ひとりの顔が見える医療を提供します。

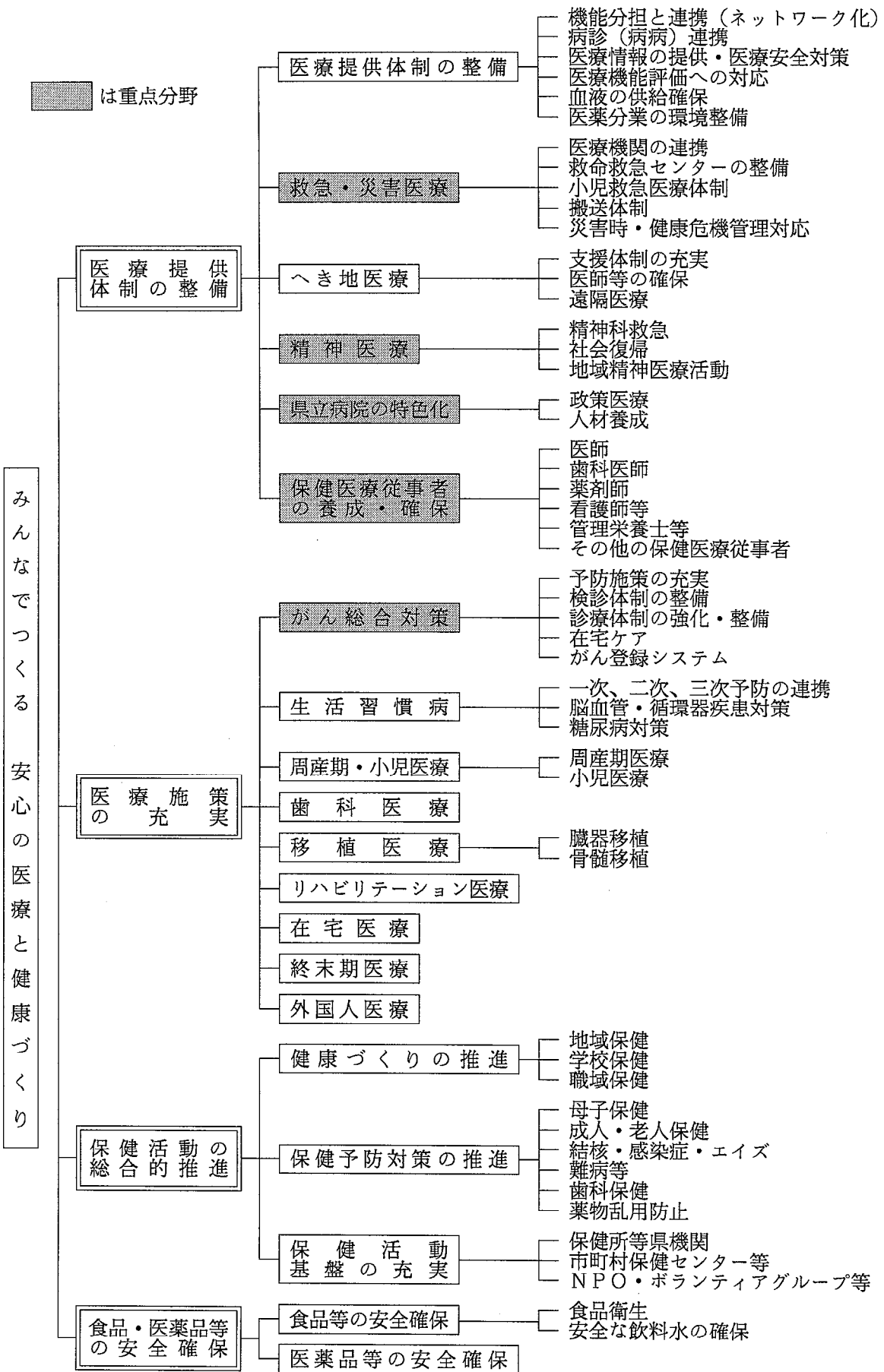
(2) 医療関係機関の機能分担と連携によるネットワーク化を進めます。

(3) 地域全体で支えていく保健医療体制を構築します。

5 基本的な方針

- (1) 長野県の保健医療を取り巻く状況から、5つの分野で重点プロジェクトを設けて推進します。
- (2) 重点プロジェクトについては、可能な限り実施地域、目標年度、推進体制等を明示します。
- (3) 今日の社会経済情勢から、新たな施設を整備する発想ではなく、既存の施設・設備やマンパワーなどの保健医療資源を活性化し、有効活用を図ります。
- (4) 医療への信頼性やきめ細かさが求められていることから、医療従事者の資質向上、地域医療活動を重視します。
- (5) 目的意識を持って施策を推進するため、目標や進捗状況を明らかにするとともに、成果を評価していきます。

6 施策体系



7 計画の推進

- (1) この計画を推進するためには、県民、保健医療機関・関係団体、NPO（非営利法人）・ボランティアグループ及び行政が、それぞれ創意と工夫により、役割分担をし、対等な協力関係（パートナーシップ）を築きながら、連携・協力していくことが必要です。

特に、地域保健医療活動先進県として、県民が主体となって、生涯を通じて、積極的な健康づくりを進めることが、今後ますます期待されます。

- (2) 計画の目標達成のため、県は保健医療だけではなく、福祉や教育など幅広い分野と一層の連携強化を図り、広域的視点に立って、総合的な保健医療施策を推進します。

計画の進行管理については、進行状況の把握に努め、必要に応じて見直しを行いながら計画を推進していきます。

- (3) 保健医療、特に保健分野における市町村の役割がますます大きくなっていますので、市町村においても積極的な推進が図れるよう、保健所を中心として支援するとともに、協力関係を築いていきます。

- (4) 計画の推進に当たっては、保健医療を提供する医療機関や関係団体等との連携が大切であるため、緊密な連携体制を築いていきます。

計画の実施に当たっては、保健医療機関・関係団体、行政等で構成する地域包括医療協議会を充実強化して、推進します。

- (5) 質の高い保健医療の環境づくりのためには、県民の理解と実践、協力が必要です。

このため、県は、保健医療施策についての広報や保健医療に関する情報の提供を積極的に行うとともに、県民の意見や提言を十分に受け止めて、施策を推進します。

8 保健医療圏の設定

- (1) 設定の趣旨

保健医療サービスには、住民の日常生活に密接に関わっている頻度の高いものから、極めて高度、特殊な医療まで様々な段階があります。これらの機能区分に対応し、保健医療機関の適正な配置と地域保健医療のシステム化を図り、健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーション、社会復帰までの一貫した包括的な保健医療サービスを確保するため、本県の地域特性、県民の生活行動圏等を十分に考慮した一定の単位地域を設定します。

- (2) 保健医療圏の区分及び設定

表1の機能区分にしたがって、第1次から第3次の圏域を設定します。

なお、課題に応じて複数の保健医療圏を単位とした圏域を設けることができるとともに、各圏域の実情に応じて保健医療サービスの充実を図れるように配慮します。

(表1)

区 分	機 能	単 位 地 域
第1次保健医療圏	住民一人ひとりの健康管理活動、日常的に多発する一般的な疾病への対応等住民の日常生活に密着した保健医療サービスが行われる区域	市町村
第2次保健医療圏 (医療法第30条の3 第2項第1号の区域)	都市と周辺地域を一体とした広域的な日常社会生活圏で、比較的専門性の高い包括的な保健医療サービスが行われる区域	広域行政圏 (表2)
第3次保健医療圏 (医療法第30条の3 第2項第2号の区域)	専門性の高い保健医療機能を有し、高度特殊な保健医療サービスが行われる区域	県全域 なお、必要に応じ、4圏域に区分することができるものとします。 (表2)

(表2)

第3次保健医療圏		第2次保健医療圏					
4圏域	圏域	区 域	市町村数	人口(人)	面積(km ²)	所 在 保 健 所	
信	上小	上田市、小県郡	8	204,749	879.58	上田	
南	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	6	211,629	715.40	諏訪	
	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	10	192,424	1,348.28	伊那	
	飯伊	飯田市、下伊那郡	18	178,392	1,929.19	飯田	
中	木曾	木曾郡	11	42,159	1,688.75	木曾	
	松本	松本市、塩尻市、東筑摩郡、南安曇郡	19	424,883	1,749.64	松本	
	大北	大町市、北安曇郡	7	67,677	1,102.50	大町	
北	長野	長野市、須坂市、更埴市、更級郡、埴科郡、上高井郡、上水内郡	18	569,806	1,565.42	長野市	
	北信	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	7	102,926	1,009.08	北信	
県計			120	2,215,168	13,585.22		

(注) 人口は平成12年10月1日現在である。

9 基準病床数

基準病床数は、医療法第30条の3第2項第3号の規定により、第2次保健医療圏における療養病床及び病院の一般病床並びに県全域における精神病床、感染症病床及び結核病床について定めることとされています。

この基準病床数は、圏域内の病床の適正配置を促進し、地域の医療提供体制の確保と医療水準の向上を図るために設定するものです。

第四次長野県保健医療計画における基準病床数及び平成15年3月1日現在の既存病床数は表3及び表4のとおりです。

(表3)

医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	B - A
佐久	2,163	2,342	179
上小	2,238	2,392	154
諏訪	1,907	1,900	△ 7
上伊那	1,478	1,056	△ 422
飯伊	1,820	1,834	14
木曾	327	267	△ 60
松本	4,013	4,040	27
大北	512	490	△ 22
長野	4,898	4,867	△ 31
北信	1,006	899	△ 107
計	20,362	20,087	△ 275

(表4)

病床種別	基準病床数 A	既存病床数 B	B - A
精神病床	4,951	5,499	548
感染症病床	46	42	△ 4
結核病床	168	221	53

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いしがらみ

3 代表者の氏名

塩 入 美 穂

4 主たる事務所の所在地

上田市天神四丁目25番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害を有することによる社会的不利益を克服し、自立を目指すことを支援する事業を、家族のような優しさと厳しさをもって行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)エス・エス・ブイ	午後9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	変 更 前	変 更 後
駐車場①-1	午前8時から午後9時30分まで	午前8時から午前10時30分まで
駐車場①-2		

4 変更する年月日

平成15年4月1日

5 届出年月日

平成15年3月12日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年3月27日から平成15年7月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルタウン

飯田市鼎一色456

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ハートリアルエステート

大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)マイカル	午前9時 (年間3日午前8時30分)	午後11時
(株)大谷 (株)ロン・都 (株)ビーンズ 原田英史 中山多美子 (有)ヤマダドレス 杉田正勝 (株)いちかわ (有)稲垣商事 (株)一真堂貴金属店 (株)一真堂メガネ店 中部クロックハウス(株) (有)リバース (有)サンヨーエージェンシー (有)ドリームワークス	午前10時 (年間3日午前8時30分) (年間20日午前9時)	午後8時 (年間120日午後8時30分) (年間60日午後9時)

(有)一不二
 (株)かめや
 (有)竜水食品協業組合
 (株)ヨシダ魚よし
 (株)丸越
 ラブリークリーン(株)
 (株)キング
 ツーハンズ(株)

(変更後)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)マイカル	変更前に同じ	変更前に同じ
(株)大谷 (株)ロン・都 (株)ビーンズ 原田英史 中山多美子 (有)ヤマダドレス 杉田正勝 (株)いちかわ (有)稲垣商事 (株)一真堂貴金属店 (株)一真堂メガネ店 中部クロックハウス(株) (有)リバース (有)サンヨーエージェンシー (有)ドリームワークス (有)一不二 (株)かめや (有)竜水食品協業組合 (株)ヨシダ魚よし (株)丸越 ラブリークリーン(株) (株)キング ツーハンズ(株)	午前9時 (年間3日午前8時30分)	午後9時

4 変更する年月日

平成15年3月21日

5 届出年月日

平成15年3月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年3月27日から平成15年7月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高森ショッピングセンター

下伊那郡高森町下市田1818ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)高森ショッピングセンター

下伊那郡高森町下市田1818

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)キラヤ		
(株)山洋エージェンシー		

(株)マルマン	午前10時	午後8時
(株)高森ショッピングセンター		
(有)ホームクリーニング		
倉沢孝平		
(株)タカラブネ		
中村正司		
米山文昭		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)キラヤ	変更前と同じ	午前0時
(株)山洋エージェンシー		変更前と同じ
(株)マルマン		
(株)高森ショッピングセンター		
(有)ホームクリーニング		
倉沢孝平		
(株)タカラブネ		
中村正司		
米山文昭		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①	午前9時30分から午後8時30分まで	午前9時30分から午前0時30分まで
②		
③		午前9時30分から午後9時まで

4 変更する年月日

平成15年5月8日

- 5 届出年月日
平成15年3月12日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年3月27日から平成15年7月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

木曾郡開田村における県営西又地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営西又地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年3月28日から4月24日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡開田村役場

農村整備課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

工事事務管理システムサーバ等 67式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成15年7月1日から平成16年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンスを迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部監理課技術管理室

電話 026 (235) 7323

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年4月8日 午後2時
- (2) 場 所 長野保健所303号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年5月8日 午後2時

イ 場 所 長野県庁西庁舎401号会議室

- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成15年5月7日 午後5時

イ 場 所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県土木部監理課技術管理室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

6 その他

詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :

Construction Office Management System Computers and peripherals
67sets

- (2) Period of lease :
From July 1, 2003 until March 31, 2004
- (3) Location of lease :
As mentioned in the tender description
- (4) Time and location for bid tendering & opening :
Time&Date : 2:00 PM, May 8, 2003
Place : Meeting Room 401 , Nagano Prefectural Government
West Annex
- (5) Time limit and the address for tender by mail :
Time&Date : 5:00 PM, May 7, 2003
Adresse : Technical Management Office, Administration Division,
Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural
Government)
- (6) Contact point for tender information;description/condition/and
other inquiries :
Technical Management Office, Administration Division, Nagano
Prefectural Government, 692-2 Habashita Minaminagano Nagano
City, 380-8570 Japan
TEL: 026-235-7323

監 理 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
長 野 県

2 都市計画事業の種類及び名称

穂高都市計画及び堀金都市計画緑地事業 1号烏川溪谷緑地

3 事務所の所在地

長野県豊科建設事務所(南安曇郡豊科町大字豊科4960-1)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成5年建設省告示第21号、平成11年建設省告示第503号及び平成13年関東地方整備局告示第52号の事業地のうち長野県南安曇郡穂高町大字牧地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年3月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画公園事業 9・6・1号南信州広域公園

3 事務所の所在地

長野県飯田建設事務所(飯田市追手町2-678)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市計画課

○公 告

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の12第1項の規定による新和田トンネル有料道路工事は、次のとおり完了します。

平成15年3月27日

長野県道路公社理事長 田 中 康 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 路線名 | 一般国道142号 |
| 2 工事の区間 | 諏訪郡下諏訪町字砥沢口峰通ヨリ古峠峰迄から
諏訪郡下諏訪町字町屋敷まで |
| 3 工事の種類 | 道路改築工事 |
| 4 工事完了の日 | 平成15年3月31日 |

道路建設課

○公 告

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の12第1項の規定による新和田トンネル有料道路工事は、次のとおり完了します。

平成15年3月27日

長野県道路公社理事長 田 中 康 夫

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 路線名 | 一般国道142号 |
| 2 工事の区間 | 諏訪郡下諏訪町字落合から
岡谷市大字長地字中屋まで |
| 3 工事の種類 | 道路改築工事 |
| 4 工事完了の日 | 平成15年3月31日 |

道路建設課

○公 告

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の12第1項の規定による新和田トンネル有料道路工事は、次のとおり完了します。

平成15年3月27日

長野県道路公社理事長 田 中 康 夫

- 1 路 線 名 主要地方道下諏訪辰野線
- 2 工事の区間 岡谷市大字長地字榎海戸から
 岡谷市大字長地字鎮守東まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事完了の日 平成15年3月31日

道路建設課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会委員長から、平成14年度の監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成15年3月27日

長野県監査委員

島	田	基	正
柳	沢	政	安
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

監査の結果に基づく措置

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
農業総合試験場	受託事業で、受託料について調定・収入の手続きが行われていなかった。	受託事業の受託料については、平成15年2月14日までに調定・収入の手続きを完了した。
林政課	扶養手当支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 22,000円)	扶養手当の過支給額22,000円については、平成14年11月1日に返納させた。
林業総合センター	扶養手当支給に誤りのあるものがあつた。 (未支給額 32,000円)	扶養手当の未支給額32,000円については、平成14年8月6日に追給した。
臼田建設事務所	役務費の執行で、特段の理由がないのに1者見積による随意契約をしているものがあつた。	役務費の執行について、財務規則等に基づき2者以上から見積書を徴取することとした。
諏訪建設事務所	行政財産目的外使用許可に誤りのあるものがあつた。	指摘の行政財産は、受託業務達成のため使用していることから、平成15年度から行政財産の目的外使用とはしないこととした。
伊那建設事務所	住居手当支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 147,000円)	住居手当の過支給額147,000円については、平成14年11月5日までに返納させた。
飯田建設事務所	委託契約で、入札事務が適正に行われていないものがあつた。	年度当初から履行が必要な継続的な業務委託については、年度開始前に契約準備を行い、年度当初から予算執行ができるよう改善した。
豊科建設事務所	旅費支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 14,098円)	旅費の過支給額14,098円については、平成14年10月1日までに返納させた。
大町建設事務所	役務費の執行で、見積書を徴取していないものがあつた。	役務費の執行については、財務規則等に基づき見積書を徴取することとした。
須坂建設事務所	扶養手当支給に誤りのあるものがあつた。 (未支給額 21,000円)	扶養手当の未支給額21,000円については、平成14年10月16日に追給した。

体育課	住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 23,500円)	住居手当の過支給額23,500円については、平成15年3月14日に返納させた。
飯山南高等学校	職員宿舍貸付料などに調定の時期が適切でないものがあった。	平成14年度から納期の10日前までに調定するなど改善済みである。
長野東高等学校	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 100,810円)	通勤手当の過支給額100,810円については、平成14年12月16日までに返納させた。
北佐久農業高等学校	住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 48,000円)	住居手当の未支給額48,000円については、平成14年9月13日に追給した。
稲荷山養護学校	住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 120,000円)	住居手当の過支給額120,000円については、平成14年12月26日までに返納させた。
医務課 (県立病院室)	機器及び備品の金額区分が改正されたにもかかわらず、改正前の基準で予算執行されていた。	須坂病院、木曾病院及びこども病院において購入した10万円未満の機器及び備品は、建設事業に関連し、初度調弁として「医療器械購入費」等で購入したものであるが、支出科目が適切ではなかったため、今後は資本的支出に適切な科目(総係費)を新設して対応する。 また、駒ヶ根病院及び阿南病院で購入した10万円未満の機器及び備品は、初度調弁に該当しないため、平成14年度決算において過年度損益修正損に計上し、固定資産から除却する。
須坂病院	扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額22,000円)	扶養手当の未支給額22,000円については、平成14年6月14日に追給した。
	通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額164,040円 未支給額 610円)	通勤手当の過支給額164,040円については、平成14年8月8日までに返納させた。 また、未支給額610円については、平成14年6月14日に追給した。

監査委員事務局